



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 62/2015年12月号

発行日：2015年12月24日

いよいよ寒い冬の季節となりました。と思ったら急に暖かい日があったりと気温の変化が激しいこともあります。

2015年も残りわずかです。健康管理に気を付けながら、無事に新しい年を晴れやかに迎えられるように頑張ってみましょう。

### I. 最新情報（2015年11月1日～2015年11月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年11 月5日	意見	国際監査・保証基 準審議会 (IAASB) 公開草 案 ISA810(改訂) 「要約財務諸表に 関する報告業務」 に対するコメント	平成27年8月3日に、国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保証基準審議会(IAASB)から、公開草案ISA810(改訂)「要約財務諸表に関する報告業務」(Proposed ISA 810 (Revised), Engagements to Report on Summary Financial Statements)が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年11月4日常務理事会の承認を経て、同日付けてIAASBに提出いたしましたのでお知らせします。	—
2015年11 月26日	意見	IASB 公開草案「財 務報告に関する概 念フレームワー ク」及びIASB 公 開草案「概念フレ ームワークへの参	平成27年5月28日に国際会計基準審議会(IASB)から、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」及び公開草案「概念フレームワークへの参照の更新(IFRS第2号、IFRS第3号、IFRS第4号、IFRS第6号、IAS第1号、IAS第8号、IAS第34号、SIC第27号及びSIC第32号の修正案)」が公表され、意見が求められました。	—

		照の更新(IFRS 第2号、IFRS 第3号、IFRS 第4号、IFRS 第6号、IAS 第1号、IAS 第8号、IAS 第34号、SIC 第27号及びSIC 第32号の修正案)」に対する意見について	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年11月25日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2015年11月26日	意見	「IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する意見の募集」に対する意見について	平成27年7月17日に企業会計基準委員会から「IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する意見の募集」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この意見募集に対する意見を取りまとめ、平成27年11月4日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

### 3. 学校法人会計(学校法人委員会)

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年11月12日	研究報告	学校法人委員会研究報告第9号「寄付金収入等の監査手続」の改正について	日本公認会計士協会(学校法人委員会)は、平成27年11月4日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第9号「寄付金収入等の監査手続」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 文部科学省から平成25年9月2日付けで「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」等が発出されたことを受け、日本公認会計士協会では、平成26年1月14日付けで学校法人委員会実務指針第45号「「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針」を公表いたしました。 今回の改正は、上記の学校法人会計基準の一部改正、通知及び学校法人委員会実務指針第45号の公表に伴い、所要の見直しを行ったものです。 また、研究報告として位置付けられていることから適用時期に関する記載はありませんが、学校法人会計基準等の改正との整合性を	—

			<p>図るための改正であることから、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の場合、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）の実務の参考とすることとし、それより前は従前の取扱いを行うこととなりますので、ご留意ください。</p>	
--	--	--	---	--

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年11 月11日	公開 草案	IT委員会研究報告「業務処理統制に関する評価手続」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成 20 年 2 月 13 日付で IT 委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」（以下「IT研 36 号」という。）を公表しております。</p> <p>IT 研 36 号の公表から約 7 年が経過しており、IT の利用の進展及び新起草方針に基づく監査基準委員会報告書を取り込み、見直しを行ってまいりました。</p> <p>本研究報告は、IT 研 36 号のリプレイス版として取りまとめたものであり、IT の利用の促進に伴い重要性が増している業務処理統制を含んだ業務プロセスについて、財務諸表監査におけるリスク評価手続及びリスク対応手続のうち運用評価手続についての具体的な例示を提供することを目的として作成しております。このたび一応の検討を終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2015年11 月11日	公開 草案	IT委員会研究報告「給与計算システムの受託業務に係る内部統制の保証報告書の記載例」（公開草案）の公表について	<p>近年、業務におけるクラウド等の外部委託の利用が拡大している企業環境の変化に関連し、公認会計士又は監査法人が受託会社の受託業務に係る内部統制に関して、IT に係る保証業務を提供する機会も増えてくることが考えられます。</p> <p>これに伴い、日本公認会計士協会（IT委員会）では、企業の財務報告に関連する業務を提供する受託会社の内部統制に関して、監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に基づき保証業務を実施する場合の事例として、受託会社が提供する給与計算システム及び業務の内部統制に係る保証報告書の記載事例を検討し、このたび一応の取りまとめを終えた</p>	—

			め、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	--	--	-------------------------------	--

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年11 月5日	意見	「「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）」に対する意見」の公表について	<p>平成27年10月13日に環境省中央環境審議会から「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会では、この文書に対する意見を取りまとめ、平成27年10月30日付けで環境省に提出しましたのでお知らせします。</p>	—
2015年11 月13日	研究 報告	中小事務所等施策調査会研究報告第7号「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明文書の様式例」の改正について	<p>日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、平成27年11月4日に開催されました常務理事会の承認を受けて『中小事務所等施策調査会研究報告第7号「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明文書の様式例」の改正について』を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改正では、平成26年7月の本協会の定期総会において品質管理レビュー制度を改正する会則等の変更が行われたことにより新設された、機動レビュー及び特別レビューに関する伝達上の留意点を追加するほか、フォローアップ・レビュー実施時に品質管理委員会が必要と認めた手続が実施された場合の様式例等の追加を行いました。</p> <p>なお、本研究報告は、各監査事務所が品質管理レビューの結果等を監査役等に書面で伝達するに当たり、書面を作成する上で参考となる一例を示しているものであるため、それぞれの監査事務所の実情に即して、加除修正等の検討を行う必要があることを申し添えます。</p>	—
2015年11 月13日	その 他	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言—会社法と金融商品取引法における開示・監	<p>日本公認会計士協会では、かねてより会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報の一元化、監査の一元化についての検討を行ってきており、「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言—上場会社の財務情報の信頼性向上のために—」という形で取りまとめを公表するなど、積極的に意見発信を行って参りました。</p> <p>当協会では、平成26年7月に開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームを設置し、不正リスク対応基準の適用開始に伴う監査</p>	—

	<p>査制度の一元化に向けての考察」の公表について</p>	<p>環境の変化や、かねてより主張してきた後発事象の問題等の観点に加え、「コーポレートガバナンス・コード」の適用や経済産業省から公表された「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」における提言内容を踏まえ、改めて会社法と金融商品取引法による開示・監査制度の一元化に向けた検討を行いました。</p> <p>この度、「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」として取りまとめを行い、公表することといたしました。</p>	
--	-------------------------------	---	--

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

平成27年6月30日、企業会計基準委員会（ASBJ）から「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）が公表されました。今回は、この修正国際基準について、公表の経緯、概要、国際会計基準（IFRS）との相違及び今後の課題についてまとめてみました。

なお、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一意見ではございませんので、ご了承ください。

#### 【公表の経緯】

2013年6月に、企業会計審議会より、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が公表され、国際会計基準（IFRS）の任意適用の積上げの一方策として、IFRSのエンドースメント手続を実施すべきことが記載されています。これを受け、企業会計基準委員会では、「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置し、2013年8月から検討を行ってきました。2014年7月31日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、企業会計基準委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

#### 【概要】

##### I. エンドースメント手続

エンドースメント手続は、「当面の方針」では、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みとされており、このエンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の制度として行われます。

現在、我が国においてIFRSの任意適用会社が使用している指定国際会計基準については、IASBにより公表された会計基準等の一部を指定しないことも可能な枠組みとなっていますが、現時点ではすべてが指定されており、結果として指定国際会計基準はIASBにより公表された会計基準等と同一なものとなっています。

「当面の方針」では、ピュアなIFRSの適用は維持する必要があるとされていることに加え、エンドースメント本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

ント手続を行い、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることで、IFRS をより柔軟に受け入れることが可能となるとともに、「削除又は修正」する項目についての我が国の考え方を意見発信することが可能となる点にエンドースメント手続の意義があるとしています。

## II. 位置づけ

修正国際基準は、日本基準、国際会計基準、米国基準に続く我が国の4つ目の会計基準です。

### 【国際会計基準との相違点】

現段階で、「削除又は修正」された項目は大きく2点です。「削除又は修正」された項目が2点と少ないのは、修正国際基準では、エンドースメント手続の実施においては、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することが適切であるとの考え方が採られているためです。以下、「削除又は修正」された項目について概要を記載します。

### I. のれんの会計処理

IFRS ではのれんの償却が禁止されています(IFRS 第3号「企業結合」(以下「IFRS 第3号」という。))。一方、日本基準では、のれんは投資原価の一部であり、企業結合後の成果に対応させて費用計上すべきものであるため、償却すべき資産と考えています。したがって、のれんの非償却については、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため「削除又は修正」し、修正国際基準では、企業結合で取得したのれんは、耐用年数(上限は20年)にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却することとしています。また、関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんについても、同じく耐用年数にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却するようにIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の規定を「削除又は修正」しています。

### II. その他の包括利益の会計処理

IFRS では、次の項目について、その他の包括利益に計上した後に、当期純利益に組替調整(リサイクリング処理)しない会計処理、いわゆるノンリサイクリング処理を採用しています。

- ▶ 「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動(IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。))」
- ▶ 「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動(IFRS 第9号)」
- ▶ 「確定給付負債又は資産(純額)の再測定(IAS 第19号「従業員給付」(以下「IAS第19号」という。))」
- ▶ 「有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金(IAS 第16号「有形固定資産」(以下「IAS 第16号」という。))及びIAS 第38号「無形資産」(以下「IAS 第38号」という。))」

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

修正国際基準では、これらのノンリサイクリング処理によって、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性が低下すると考え、有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金を除く、すべてのノンリサイクリング処理は、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」し、リサイクリング処理を行うこととしています。

【今後の課題】

「当面の方針」が公表された2013年と比較して多くの企業がピュアIFRSを任意適用しています。その状況で修正国際基準を任意適用する企業が出てくるでしょうか。また、修正国際基準のメンテナンスにも労力がかかります。現時点での修正国際基準は2012年12月末のIFRSをベースとしています。これを2013年以後も長期間に渡り更新し続けるかどうかは判断を要する問題になりそうです。

今後、修正国際基準の適用企業が出てくるかどうか検証していく必要があるでしょう。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703